

39 再入学者報告の件に付各大学等へ通牒

〔昭和十一年三月〕

(注記1) (注記2)
 照專三二号 裁決
 3月23日 文書課長 (内田)
 送 発
 3月24日 起案者 (香山)
 (注記3)

昭和十一年三月十日起案

学務課長 (青光)

専門学務局長 (赤間)

事務官 (清水)

藤井督学官 (横山)

(注記4) 久保田

(神野) (石坂) (巻)

再入学者報告ノ件

案ノ一

年月日

局長

(下 札)

官公私立高等学校長宛

再入学報告ノ件

(注記5)

貴校ニ於テ再入学ヲ許可シタルトキハ爾今毎年五月十日迄ニ左

記様式ニ依リ御報告相成度

記

学籍ヲ失ヒタル年月日	学籍ヲ失ヒタル理由	学籍ヲ失ヒタル当時ノ科及学年	再入学ノ出願年月日	再入学ノ許可年月日	再入学ノ許可ノ理由	再入学ノ許可ノ科及学年	氏名
------------	-----------	----------------	-----------	-----------	-----------	-------------	----

備考「学籍ヲ失ヒタル理由」ノ欄ニハ「何々ニ依リ依願退学(除

<p>(加筆) 〔一〕第一高等学校 第二高等学校 第三高等学校 第四高等学校 第五高等学校 第六高等学校 第七高等学校造士館 第八高等学校 新潟高等学校 松本高等学校 山口高等学校 松山高等学校 水戸高等学校 山形高等学校 佐賀高等学校 弘前高等学校 松江高等学校 東京高等学校 大阪高等学校 浦和高等学校 福岡高等学校 静岡高等学校 高知高等学校</p>	<p>(加筆) 〔×〕上智大学 関西学院大学 駒沢大学 東京農業大学 日本医科大学 高野山大学 大正大学 東洋大学</p>
<p>(加筆) 〔高等学校規程第四十七条(別紙ノ通)〕</p>	<p>○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>(注記8)</p> <p>○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>(注記9)</p>

<p>(意) 東都市立絵画専門学校 大阪商科大学高等商業部 岐阜薬学専門学校 福岡県女子専門学校 大阪府女子専門学校 宮城県女子専門学校 京都府立女子専門学校 広島女子専門学校</p>	<p>富山薬学専門学校 熊本薬学専門学校 東京外国語学校 大阪外国語学校 東京高等歯科医学校 東京美術学校 東京音楽学校 北海道帝大農学部実科 北海道帝大土木専門部 東京商大商学部専門部 千葉医大薬学専門部 金沢医大薬学専門部 長崎医大薬学専門部 測候技術官養成所</p>	<p>姫路高等学校 広島高等学校 富山高等学校 浪速高等学校 府立高等学校 武蔵高等学校 甲南高等学校 成蹊高等学校 成城高等学校</p>
<p>○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>細則 細則</p>	<p>× ○ ○ ○ ○ × × × ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>	<p>(加筆) 〔注記10〕</p>

帝国女子専門学校
 神戸女学院専門部
 同志社女子専門学校
 東京女子医学専門学校
 私立聖心女子学院高等専門学校
 東京女子大学
 活水女子専門学校
 京都女子高等専門学校
 東洋女子歯科医学専門学校
 東京女子専門学校
 梅花女子専門学校
 日本女子歯科医学専門学校
 帝国女子薬学専門学校
 実践女子専門学校
 帝国女子医学薬学専門学校
 共立女子専門学校
 樟蔭女子専門学校
 日本女子体育専門学校
 千代田女子専門学校
 金城女子専門学校
 東京家政専門学校
 聖路加女子専門学校
 女子経済専門学校
 相愛女子専門学校
 大阪女子高等医学専門学校
 和洋女子専門学校
 相山女子専門学校
 女子美術専門学校
 大谷女子専門学校
 安城女子専門学校
 東京女子薬学専門学校
 昭和女子薬学専門学校
 東京薬学専門学校女子部

○ ○ × ○ × × × × × × × × ○ × × × × × × × ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × × × ○ × × ○

(注記14)

共立女子薬学専門学校 広島女学院専門学校 神戸女子薬学専門学校	○ × ○
(注記15)	

参照

高等学校規(定)^(抹消)(程)^(加筆)(昭和十年九月三日文部省令第十九号改
 正)

正)

第四十七条 高等学校生徒ニシテ学籍ヲ失ヒタル者其ノ学籍
 ヲ失ヒタル時ヨリ二年以内ニ再入学ヲ志願シタルトキハ銓
 衡ノ上当該学年又ハ翌学年ノ学年ノ始ヨリ三十日以内ニ於
 テ同一学年以下ノ学年ニ限り入学ヲ許可スルコトヲ得

(表紙)

昭和十一年三月

帝国大学官立私立大学、専門学校再入学ニ関スル規程調

(中略)

中央大学

第二十三条、第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分

ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナ
 ルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトア

ルヘシ(予科学生ニモ準用ス)

第七十五条ニ学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス
第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス
第七十六条ニ品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

(中略)

私立専門学校

中央大学専門部

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分

ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顕著ナルモノト認

メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

(第六十五条第六十六条ハ学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都

合ノ行為アル者及品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ停学又ハ退学

ヲ命ズトノ規定ナリ)

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十

条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニヨリテ転学又ハ再入学スル

者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ随時入学ヲ許スコトアル

ヘシ

(後略)

(注記1)

[完決]

(注記2)

「例規要登載」「例規登録済」

中山印

(注記3)

[62]

(注記4)

「記録掛 11・8・18 受領」

(注記5)

「三」(簿冊内件名番号)

(注記6)

[23]

(注記7)

[8]

(注記8)

[16]

(注記9)

[16]

(注記10)

[32]

(注記11)

[17]

(注記12)

[18]

(注記13)

「20」

(注記14)

「14」

(注記15)

「7」

(下札)

④種別

中山

よ一／聯繫

／登録追加

／件名

官公私立高等学校等

へ通牒(抹消)

爾今

再入学者報告方

／番号

照專二三

／結了年月日

昭

一一、三、二四

／保存年限

ムキ

／枚数

55

【自昭11年至昭15年

学生生徒総規

第5冊】

文部省⑤

3A, 32—6, 2454